

V 第62号議案 市道路線認定及び廃止の件

第 62 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
多聞121 号線	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番268地先	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番286地先	262.70	6.00		その1
多聞122 号線	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番268地 先	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番285地 先	195.50	6.00		その1
多聞123 号線	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番275地 先	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番292地 先	47.70	6.00		その1
多聞124 号線	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番260地 先	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番261地 先	14.00	4.00	自転車 歩行者 専用道 路	その1
多聞125 号線	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番248地 先	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番247地 先	15.30	4.00	歩行者 専用道 路	その1
多聞126 号線	垂水区学が丘 7丁目864番 239地先	垂水区学が丘 7丁目864番 285地先	14.00	4.00	歩行者 専用道 路	その1
多聞127 号線	神戸市垂水区 清水が丘2丁 目176番28地 先	神戸市垂水区 清水が丘2丁 目176番19地 先	76.60	6.00		その2
多聞128 号線	神戸市垂水区 清水が丘2丁 目176番43地 先	神戸市垂水区 清水が丘2丁 目176番37地 先	78.10	6.00		その2
八多西 畑10号 線	神戸市北区八 多町西畑字谷 ノ上666番1地 先	神戸市北区八 多町西畑字谷 ノ下1074番地 先	671.60	最大 9.00 最小 4.30		その3
八多西 畑15号 線	神戸市北区八 多町西畑字住 吉985番地先	神戸市北区八 多町西畑字住 吉38番地先	505.80	最大 19.20 最小 4.30		その3

八多深谷19号線	神戸市北区八多町深谷字北浦1264番地先	神戸市北区八多町深谷字上清水谷2080番地先	111.50	最大 13.70 最小 6.70	その3
----------	----------------------	------------------------	--------	---------------------	-----

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
山田里225号線	神戸市北区山田町下谷上字箕ノ谷20番3地先	神戸市北区山田町下谷上字箕ノ谷13番1地先	23.10	1.00	その4
有野町合併第446号線	神戸市北区有野町唐櫃字西畑垣507番4地先	神戸市北区有野町唐櫃字西畑垣570番地先	39.50	1.00	その5
須磨里490号線	神戸市須磨区妙法寺字風早1224番2地先	神戸市須磨区妙法寺字風早1226番8地先	17.70	1.80	その6
北鈴蘭台58号線	神戸市北区甲栄台2丁目3番97地先	神戸市北区甲栄台2丁目3番101地先	150.10	4.90	その7
北鈴蘭台59号線	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先	132.30	6.00	その7
山田里875号線	神戸市北区山田町小部字広苺9番1地先	神戸市北区山田町小部字広苺9番2地先	23.00	3.60	その8

(2) 土地改良事業に伴い廃止する市道路線

県営土地改良事業八多地区西畑・深谷工区内の従前の市道路線。ただし、屏風辻瀧線、八多村西側線、八多里334号線、八多深谷17号線、八多深谷18号線、八多深谷20号線、八多深谷21号線、八多深谷22号線、八多西畑6号線、八多西畑7号線、八多西畑8号線、八多西畑9号線、八多西畑11号線、八多西畑12号線、八多西畑13号線及び八多西畑14号線を除く。(議案参照図その3)

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

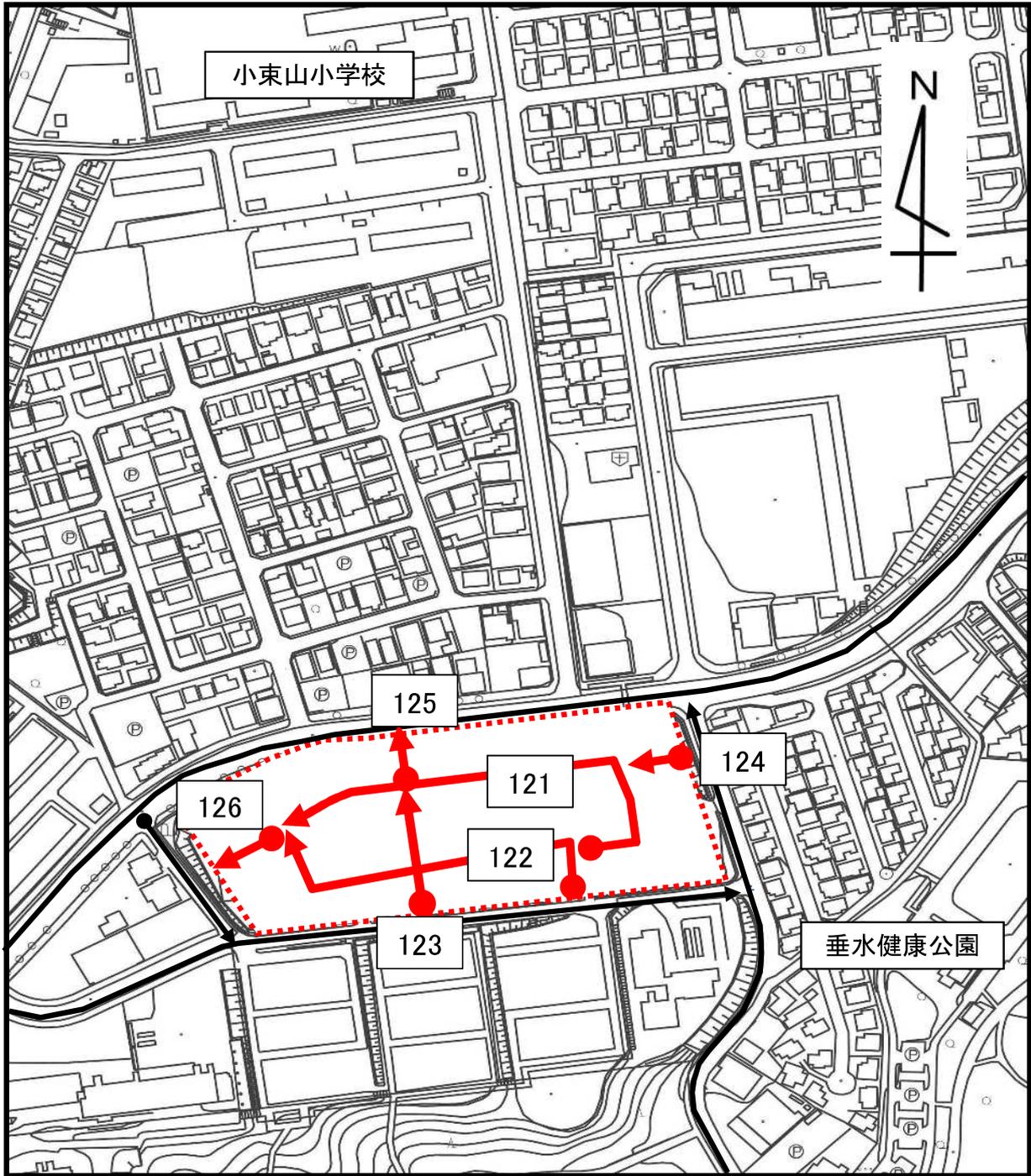
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

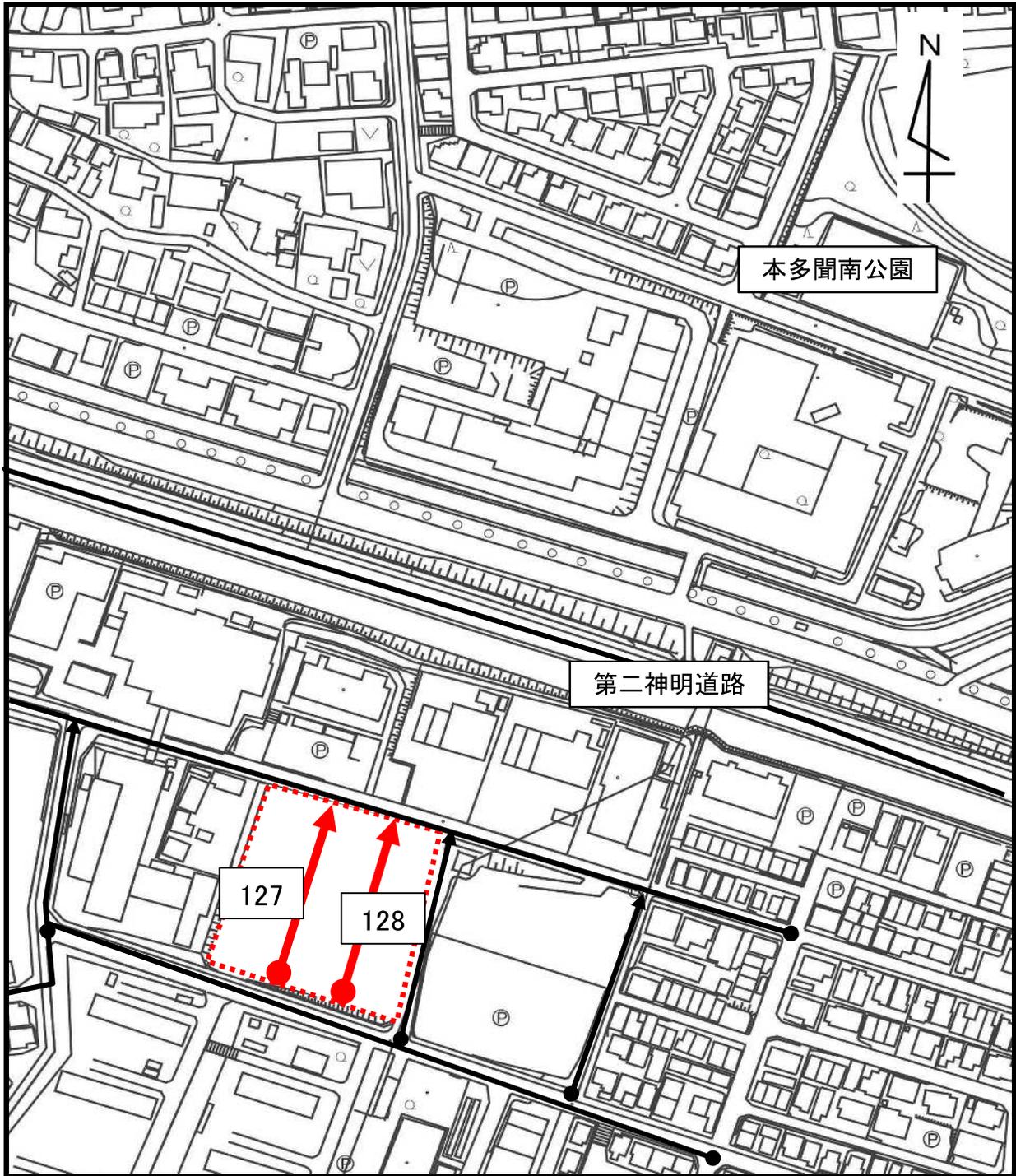
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)



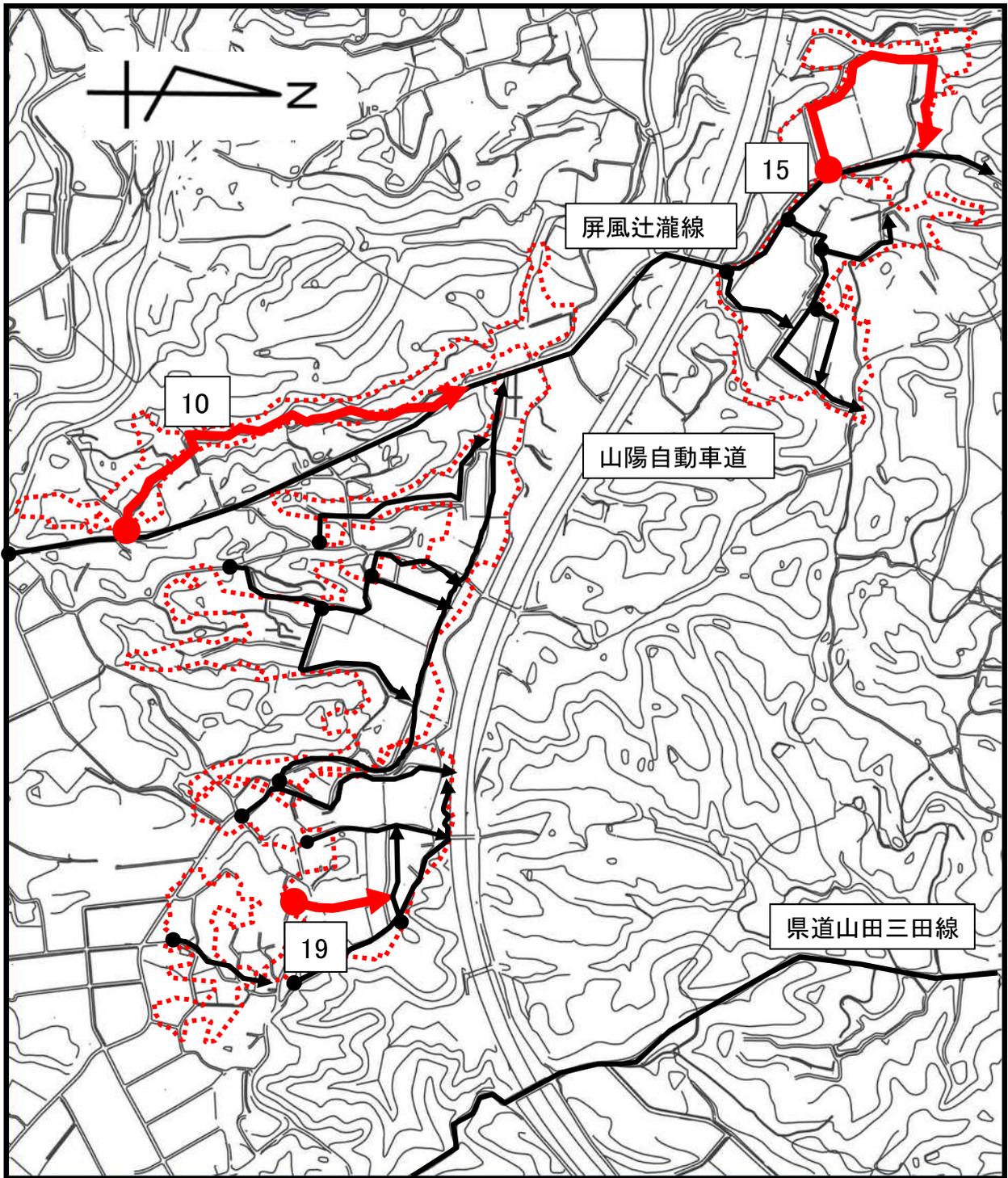
凡例	今回認定道路
	●→ (多間121~126号線)
	(124号線は自転車歩行者専用、125、126号線は歩行者専用道路)
	●→ 既認定道路
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その2)



凡例	
	今回認定道路 (多間127・128号線)
	既認定道路
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その3)



凡例	
	今回認定道路 (八多西畑10号線・15号線、八多深谷19号線)
	既認定道路
	県営土地改良事業八多地区西畑・深谷工区

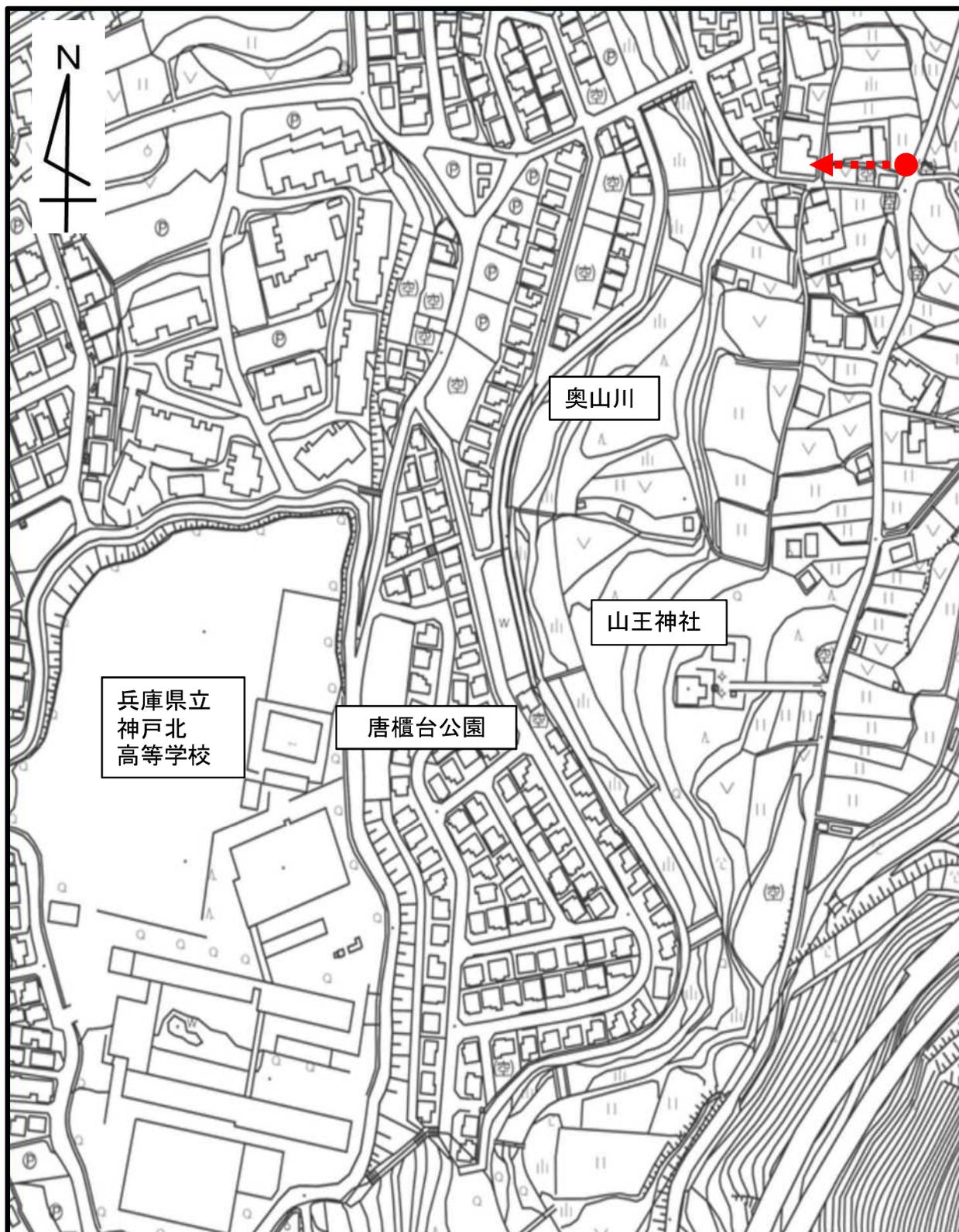
議案参照図(その4)



凡例

 今回廃止道路
(山田里225号線)

議案参照図(その5)



凡例

 今回廃止道路
(有野町合併第446号線)

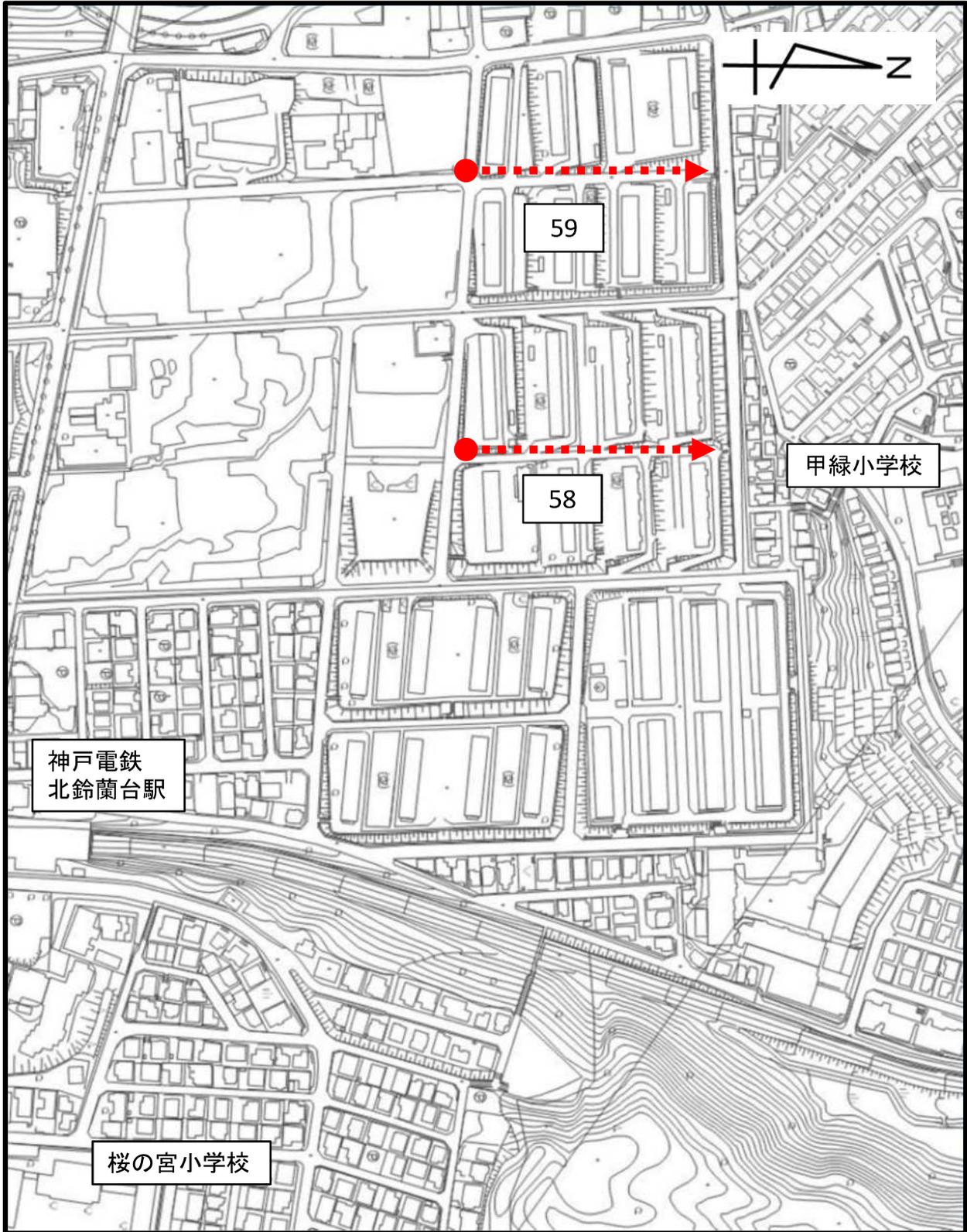
議案参照図(その6)



凡例

 今回廃止道路
(須磨里490号線)

議案参照図(その7)



凡例

●▶ 今回廃止道路
(北鈴蘭台58、59号線)

議案参照図(その8)



凡例

今回廃止道路
(山田里875号線)